

令和5年7月10日（月）  
午後1時30分より  
社会福祉センタートモシア 3階 多目的ホール

## 令和5年度 第1回 長岡市権利擁護地域連携協議会 次第

### 1 開会あいさつ

### 2 新任委員紹介

### 3 報告事項

長岡市成年後見センター活動実績について 資料No.1-1～1-3

### 4 議事

(1) 長岡市成年後見制度利用促進基本計画の見直しについて 資料No.2-1、2-2

(2) 担い手の育成の方向性について 資料No.3-1～3-4

(3) その他

### 5 その他

### 6 閉会あいさつ

## 長岡市成年後見センターの取組状況

(令和5年1月から5月まで)

## 1 相談事業

成年後見制度についての制度説明や、利用相談への対応の他、利用が必要な方が申立てできるように関係者とのケース会議への参加や申立て書類作成説明等を行った。

令和4年度実績は別紙(資料No.1-2)参照。令和5年度4月、5月の実績については以下のとおり。

	4月	5月	合計
新規	34	35	69
継続	26	14	40
合計	60	49	109

相談者種別	4月	5月	合計
本人	13	4	17
親族	18	21	39
関係機関	27	20	47
後見人等	0	2	2
その他	2	2	4
合計	60	49	109

その他  
・匿名

形態	4月	5月	合計
電話	36	35	71
来所	17	11	28
訪問	3	1	4
その他	4	2	6
合計	60	49	109

その他  
・ハガキ  
・書面

相談対象者	4月	5月	合計
高齢	39	39	78
知的障害	8	2	10
精神障害	7	3	10
その他・不明	6	5	11
合計	60	49	109

その他  
・匿名  
・65歳未満障害なし  
など

相談対応内容	4月	5月	合計
家族や親族について	1	4	5
将来について心配がある	0	2	2
成年後見制度について	40	31	71
お金のやりくりや支払いについて	3	3	6
日常生活自立支援事業について	11	6	17
手続きや書類等の預かりについて	1	0	1
虐待(搾取)の疑いがある	0	0	0
相続について	2	0	2
就労について	0	0	0
身元保証人、身元引受人について	0	0	0
その他	2	3	5
合計	60	49	109

その他  
・施設への苦情  
・住民の迷惑行為  
・成年後見センター  
業務の問い合わせ  
など

成年後見制度について（内容）	4月	5月	合計
制度の説明	11	11	22
申立てに関する相談	15	9	24
親族後見人からの相談	0	0	0
普及・啓発活動の相談	2	3	5
任意後見に関する相談	5	0	5
後見人等の業務について	0	1	1
法人後見について	0	1	1
制度利用者からの相談	5	2	7
法定後見制度利用支援事業について	0	3	3
その他	2	1	3
合計	40	31	71

その他  
・受任者に関する問  
い合わせ  
など

## 2 広報事業

令和4年度実績については別紙（資料No.1-3）の通り。

令和5年度4月、5月の実績については以下のとおり。

### (1) 研修会への講師派遣

#### ①依頼者：桜花園

日 時：5月11日（木）10：00～11：00

内 容：職員研修会「権利擁護支援から考える」

参加者：18名（職員）

#### ②依頼者：手をつなぐ育成会中之島班

日 時：5月15日（月）10：45～11：45

内 容：成年後見制度説明

参加者：9名（育成会会員）

#### ③依頼者：長岡市長寿はつらつ課

日 時：5月25日（木）14：00～15：30

内 容：令和5年度第1回在宅医療・介護連携に向けた多職種勉強会

参加者：236名（市内福祉従事者等）

### (2) 周知、広報

成年後見センターリーフレットを新規作成。

行政機関や後見制度に精通する専門職だけでなく、福祉関係者や医療機関、市内金融機関にも配布及び設置依頼。

家庭裁判所や長岡公証人合同役場等の法律関係機関にも周知及び設置依頼のため訪問した。

## 3 利用促進事業

### ・担い手の育成について

地域の権利擁護支援の担い手育成を目的に令和4年度権利擁護支援者養成研修を令和5年3月3日（金）、7日（火）の2日間で開催した。

民間事業所、長岡市、当会の職員が講師となり、26名が修了。その修了者から日常生活自立新事業の生活支援員として5名が登録し、活動を始める準備中である。

## 令和4年度 相談対応実績

相談者種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本人	3	3	5	2	1	8	17	6	11	5	5	13	79
親族	3	7	8	7	9	12	27	24	16	15	17	27	172
関係機関	11	13	10	16	15	20	24	21	26	15	22	29	222
その他	2	1	0	1	3	2	0	4	3	2	2	1	21
合計	19	24	23	26	28	42	68	55	56	37	46	70	494

形態	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	11	12	17	14	19	33	45	34	43	18	31	41	318
来所	5	11	6	12	9	8	20	19	13	19	10	25	157
その他	3	1	0	0	0	1	3	2	0	0	5	4	19
合計	19	24	23	26	28	42	68	55	56	37	46	70	494

関係機関内訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
長岡市社協支所	1	1	2	2	2	2	0	0	2	1	1	3	17
長岡市	0	5	0	2	1	2	7	2	6	4	4	4	37
他社協	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
行政（長岡市以外）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
家庭裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
居宅介護支援事業所	3	5	0	1	4	2	5	4	2	4	3	3	36
高齢者施設	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
障害者施設	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	4	1	9
地域包括支援センター	5	2	3	5	1	7	5	5	5	4	6	4	52
障害者支援センター	1	0	3	1	0	0	2	2	7	0	2	6	24
医療機関	0	0	0	1	0	1	0	4	1	0	0	2	9
長岡市パーソナル・サポート・センター	0	0	0	1	2	1	1	2	1	0	0	2	10
金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
民生委員	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
専門職後見人	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	3
その他	0	0	2	2	3	2	2	0	2	1	1	0	15
合計	11	13	10	16	15	20	24	21	26	15	22	29	222

相談対応内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
家族や親族について	2	1	1	0	1	5	6	3	6	2	2	1	30
将来について心配がある	0	1	1	2	0	3	1	1	1	4	0	1	15
成年後見制度について	12	11	9	12	14	19	42	40	31	21	29	39	279
お金のやりくりや支払いについて	0	1	5	1	2	1	6	3	7	3	0	3	32
日常生活自立支援事業について	4	8	5	6	10	8	10	5	6	6	9	18	95
手続きや書類等の預かりについて	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
虐待（搾取）の疑いがある	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相続について	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3	6
就労について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
身元保証人、身元引受人について	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	4
その他	1	0	1	4	1	5	3	2	4	0	6	3	30
合計	19	24	23	26	28	42	68	55	56	37	46	70	494

(裏面あり)

成年後見制度について（内容）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
制度の説明	6	5	5	1	6	6	18	27	10	10	9	13	116
申立てに関する相談	4	2	3	4	3	6	8	7	11	7	13	11	79
親族後見人からの相談	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
普及・啓発活動の相談	0	0	1	5	2	3	4	0	4	1	0	2	22
任意後見に関する相談	1	1	0	1	0	2	1	0	3	1	1	4	15
後見人等の業務について	0	0	0	0	1	0	4	0	1	0	1	2	9
法人後見について	1	3	0	1	0	1	1	0	1	2	0	0	10
制度利用者からの相談	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	6
法定後見制度利用支援事業について	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	1	0	6
その他	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	4	2	14
合計	12	11	9	12	14	19	42	40	31	21	29	39	279

## 令和4年度 普及啓発活動実績

交付番号	開催日	名称	場所	対象	人数	内容
1	8月6日(土)	新潟県手話通訳者養成講座	社会福祉センタートモシア	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民(手話通訳者) <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	10人	「成年後見制度について」 ～成年後見制度と長岡市社会福祉協議会の取り組み～
2	8月17日(水)	長岡市・出雲崎町同和教育研究協議会研修会	長岡市教育センター	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民(同和教育研究協議会) <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	30人	「高齢者」の人権課題
3	9月18日(日)	すこやかかともしびまつり 成年後見制度セミナー	アオーレ長岡 市民交流ホールD	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民 <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	21人	将来に備えるための 成年後見制度セミナー
4	9月23日(金)	福祉・介護・健康フェア 2022in長岡	社会福祉センタートモシア	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民 <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	28人	知って安心、成年後見制度の基礎知識
5	9月25日(日)	ばあとなあ新潟 中越地区研修会	オンライン	<input type="checkbox"/> 一般市民 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者(社会福祉士会) <input type="checkbox"/> その他	30人	長岡市の中核機関について
6	10月13日(木)	福祉サービス等説明会	長岡市立長岡総合高等 支援学校	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民(生徒保護者) <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	45人	成年後見制度について
7	10月18日(火)	中越地域退職者連合研修会	中越地域退職者連合事務 所	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民(退職者連合会役員) <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	16人	成年後見制度について
8	10月29日(土)	親なき後を考える講演会	(株) エスエーエヌ	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民(会社役員、保護者等) <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	40人	成年後見制度と利用状況について
9	11月24日(木)	介護サービス研修会	社会福祉センタートモシア 及びオンライン	<input type="checkbox"/> 一般市民 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者(地域包括、ケアマネ) <input type="checkbox"/> その他	76事業所	成年後見制度について
10	11月30日(水)	長岡市出前講座 福祉サービス等説明会	まちなかキャンパス長岡	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民(すだちの社) <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	16人	成年後見制度について
11	12月12日(月)	長岡市精神障害者家族会連 合会研修会	社会福祉センタートモシア	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民(精神障害者家族会) <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	27人	親なき後の経済的な問題について ～成年後見制度～
12	1月16日(月)	コミュセン主事連絡会	社会福祉センタートモシア	<input type="checkbox"/> 一般市民 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者(コミュセン職員、社協等) <input type="checkbox"/> その他	43人	長岡市成年後見センターについて
13	2月17日(金)	地域福祉懇談会	社会福祉センタートモシア	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民(表町地区住民) <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	38人	長岡市成年後見センターについて
14	2月25日(土)	成年後見制度勉強会	放課後等デイサービス ビュービーす及びオンライン	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民(NPO法人ビューアはーと会) <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	26人	「親なきあと」「親あるあいだ」の準備
15	3月3日(金)	権利擁護支援者養成研修 1日目	社会福祉センタートモシア	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民 <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	26人	権利擁護支援者の担い手育成
16	3月7日(火)	権利擁護支援者養成研修 2日目	社会福祉センタートモシア	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民 <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	26人	権利擁護支援者の担い手育成
17	3月11日(土)	成年後見セミナー	社会福祉センタートモシア	<input checked="" type="checkbox"/> 一般市民 <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他	28人	「残しておきたい私らしさ」エンディングノートをはじめよう
18	3月10日(金)	小千谷市地域自立支援協議会 相談・サービス提供事業所部会 合同研修会	小千谷市役所	<input type="checkbox"/> 一般市民 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者(サービス提供事業所等) <input type="checkbox"/> その他	29人	権利擁護研修会 長岡市での法人後見及び中核機関の取組

合計479人/76事業所

# 議題（１）長岡市成年後見制度利用促進基本計画の見直しについて

資料No.2-2

## 1. 長岡市地域福祉計画について

長岡市は、高齢者や障害のある方、子どもなど、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、福祉計画の最上位計画として長岡市地域福祉計画を策定しています。

本計画は、本年度が改定前の検討時期となっており「市成年後見制度利用促進基本計画（以後、市利用促進計画）」が包含されていることから、令和5年度に当協議会において市利用促進計画の内容を協議し、長岡市に提言するものです。

※ 市利用促進計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に基づき策定したもの

## 3. 地域福祉計画に関するスケジュール

◇ 市利用促進計画の見直しの検討～素案の作成

⇒ 今回及び次回の協議会で素案の検討・作成を行い、市に提言

⇒ 協議会の意見を取り入れ、市で最終的な計画案作成

◇ 令和6年1月～2月頃：パブリックコメント

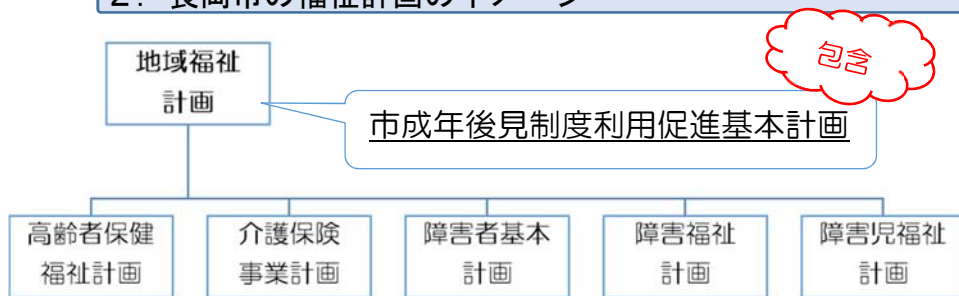
⇒ 市民向けにパブリックコメントを実施します。

◇ 令和6年4月：6年間の新計画としてスタート

◇ 令和8年度：3年間で中間見直し（協議会で素案の検討）

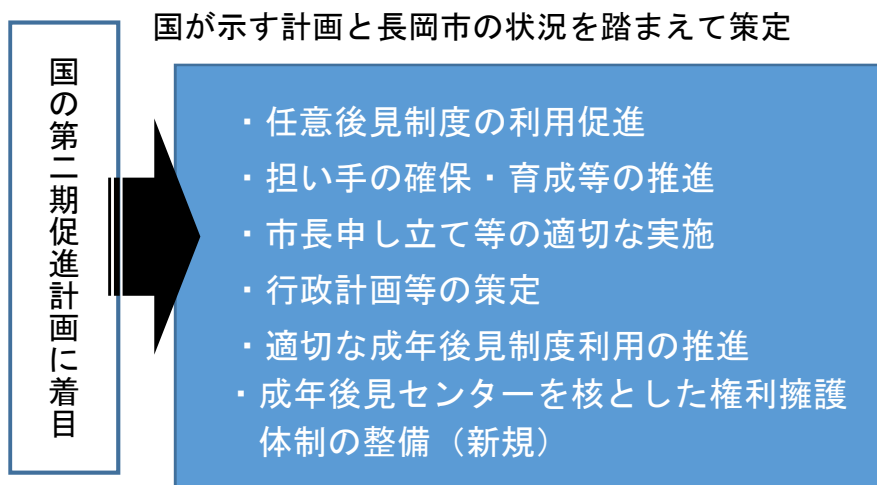
◇ 令和11年度：地域福祉計画の改定に合わせ市利用促進計画の改定を検討します。

## 2. 長岡市の福祉計画のイメージ



地域福祉計画：平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務化されている。さらに「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」に位置づけられている。

## 4. 改定のポイント（強化したいポイント）



## 議題（１）長岡市成年後見制度利用促進基本計画の見直しについて

### 【現行】

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域	○権利擁護が必要な人の発見と相談
社会福祉協議会	○権利擁護に関する総合相談支援  ○成年後見制度の普及啓発  ○法人後見の受任  ○日常生活自立支援事業の実施  ○日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行

### 【見直しの方向性案】

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域	○権利擁護が必要な人の発見と相談 ・普遍的な内容のため継続。
社会福祉協議会	○権利擁護に関する総合相談支援 ・平成 29 年度に相談窓口を開設し、実績もあることから継続。 ○成年後見制度の普及啓発 ・基本継続。市民や福祉施設職員等も視野に入れた内容の拡充を検討。 ・任意後見制度の周知。 ○法人後見の受任 ・実績があり、今後の需要も見込めることから継続。 ○日常生活自立支援事業の実施 ・実績があり、今後の需要も見込めることから継続。 ○日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行 ・本人にとって適切な制度利用のために必要な内容のため基本継続。 ○長岡市成年後見センターの運営 <b>新規</b> ・市、地域連携協議会と連携しながら求められるニーズに即した運営を行う旨の内容を検討。



## 議題（１）長岡市成年後見制度利用促進基本計画の見直しについて

### 【現行】

市	○地域連携ネットワークの体制整備
	○地域連携ネットワークの中核機関
	○法定後見制度利用支援事業の実施
	○法人後見の支援

### 【見直しの方向性案】

市	○ <u>長岡市権利擁護地域連携協議会による諸課題の包括的・多層的な検討</u> <b>変更</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R4年度に本協議会を立ち上げたことから、「体制整備」から大項目を変更。</li> </ul>
	○ <u>長岡市成年後見センターの運営体制の整備</u> <b>変更</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R4年度に長岡市成年後見センターを立ち上げたことから、大項目を変更。</li> <li>・長岡市社会福祉協議会に運営を委託する形で整備したが、国の動向、市民ニーズ、社会情勢の変化を的確にとらえ、状況に応じた業務を依頼できるよう体制整備を進める。</li> </ul>
	○法定後見制度利用支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続きニーズの増加が見込まれるため、基本継続。</li> </ul>
	○法人後見の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き社会福祉協議会の実施事業を支援していくことから継続。</li> </ul>

## 議題（１）長岡市成年後見制度利用促進基本計画の見直しについて

### 【現行】

市	<ul style="list-style-type: none"><li>○虐待防止に関する普及啓発</li><li>○虐待への対応</li><li>○高齢者の消費者被害防止に関する対応</li></ul>
---	--

### 【見直しの方向性案】

市	<ul style="list-style-type: none"><li>○虐待防止に関する普及啓発</li><li>○虐待への対応</li><li>○高齢者の消費者被害防止に関する対応</li><li>・権利擁護が必要な方と密接に関係する内容のため基本継続。内容については関係機関と調整し作成する。</li></ul>
---	---

## 第4節 地域福祉を支える環境づくり

### 1 包括的な支援体制の推進

#### (1) 現状と課題

地域福祉をとりまく環境の変化により、孤立死や自殺、高齢者・障害のある人・子どもの虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、地域における生活課題・福祉課題が多様化しています。また、子育てと介護の同時進行や高齢の親と無職独身の子の同居など、複数の課題を同時に抱えるケースも少なくありません。

このような課題を適切かつ確実な支援につなげるためには、いわゆる「縦割り」ではなく、地域、関係団体、行政等が連携し、地域で起こる課題を「丸ごと」受け止め、支えていくことが必要となります。

また、高齢者・障害のある人・子ども等の権利擁護や生活困窮者の自立支援のように多様な側面からの支援が必要な課題についても、地域、関係団体、行政等の連携が重要になります。

#### (2) 取組内容

多様化・複雑化した生活課題・福祉課題を抱えた人たちを「丸ごと」受け止め、支えていくため、保健師の地域活動の充実を図るとともに、地域住民・関係団体・専門職・行政機関等による断らない包括的な支援体制を研究・検討します。

また、権利擁護及び生活困窮者の自立支援については、地域、関係団体、行政等が連携し、多様な側面からの支援を行います。

##### 【包括的な支援体制の整備】

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
市	<p>○包括的な支援体制の研究・検討</p> <p>地域住民・関係団体・専門職・行政機関等が連携して多様化・複雑化した支援ニーズに対応する一体的、包括的な支援体制の構築を目指し、既存の介護・障害・子ども・生活困窮の相談支援等の取組みを活かしつつ、分野横断的な支援の必要性などについて研究し、本計画の計画期間中に体制構築に向けた検討を進めます。</p>

##### 【権利擁護の推進（市成年後見制度利用促進基本計画）】

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域	<p>○権利擁護が必要な人の発見と相談</p> <p>高齢者・障害のある人・子どもの虐待が疑われる人を発見した際には、すみやかに相談機関に通報します。また、成年後見制度の利用が必要な人や消費者被害のリスクが高い人を把握した際には、相談機関に連絡します。</p>
社会福祉協議会	<p>○権利擁護に関する総合相談支援</p> <p>成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する総合的な相談に対応し、関係機関と連携して支援を行います。</p>

社会福祉協議会	<p>○成年後見制度の普及啓発</p> <p>セミナーや出前講座などを開催するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体で関係情報を発信します。</p> <p>○法人後見の受任</p> <p>家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として成年後見人等（補助人・保佐人・後見人）の活動を行います。</p> <p>○日常生活自立支援事業の実施</p> <p>判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を行います。</p> <p>○日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行</p> <p>判断能力の低下など、日常生活自立支援事業の利用対象要件を満たさない場合、本人の意向を尊重しながら、成年後見制度への移行に向けて、適切な支援につなげます。</p>
市	<p>○地域連携ネットワークの体制整備</p> <p>権利擁護支援のニーズを捉え、方針についての検討や専門的判断などを行うため、市、専門職の団体、家庭裁判所などさまざまな機関が連携する地域連携ネットワークの体制づくりに取り組みます。</p> <p>○地域連携ネットワークの中核機関</p> <p>地域連携ネットワークの中核機関を整備し、必要なニーズを見逃さず、適切な成年後見制度の活用へ進むことができるよう、関係機関との連携を図るとともに、制度の周知や活用に取り組みます。</p> <p>○法定後見制度利用支援事業の実施</p> <p>低所得や親族がない等の理由により成年後見制度を利用できない人に対して、家庭裁判所への審判請求や費用に対する助成等の支援を行います。成年後見制度を必要とする人のさらなる増加が見込まれる中で、法定後見制度利用支援事業の周知や活用を推進します。</p> <p>○法人後見の支援</p> <p>成年後見業務を適切に行うことができる法人を確保するため、社会福祉協議会に対して補助金を交付するなどの支援を行います。</p> <p>○虐待防止に関する普及啓発</p> <p>市民や関係機関等に対して、高齢者・障害のある人・子どもの虐待防止に関する普及啓発を行います。</p> <p>○虐待への対応</p> <p>虐待の通報受付窓口である地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、子ども家庭センターにおいて、通報を受け付けるとともに、関係機関と連携しながら適切な支援を行います。</p> <p>○高齢者の消費者被害防止に関する対応</p> <p>地域包括支援センターにおいて、高齢者消費者被害防止に関する普及啓発を行うとともに、特殊詐欺等の情報を把握した場合には、関係機関と情報共有、連携し対応します。</p>

## 市民後見人とは

市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職や親族等ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。

※厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画（抜粋）

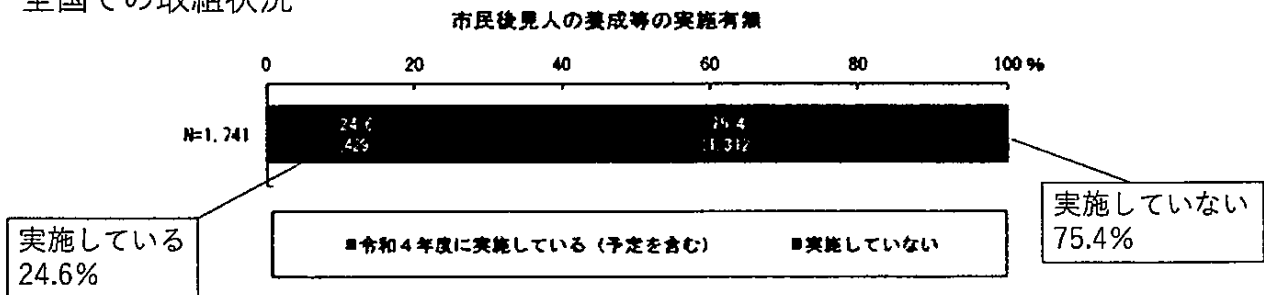
## 市民参加の意義

「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。」  
（社会福祉法第4条「地域福祉の推進」）

- ・市民が参加し、被後見人と相互に人格と個性を尊重しながら行われる市民後見人の活動は、共生社会につながる地域福祉推進に直結している。
- ・市民後見人が活躍できる体制整備と、その活動を支えていくことが必要。

1

## 全国での取組状況



## 市民後見人の養成・受任状況

養成者数（累計）	21,476人
うち、法人後見の支援員に従事している人の数	2,375人（11.1%）
うち、日常生活自立支援事業の生活支援員に従事している人の数	2,881人（13.4%）
登録者数	8,446人（39.3%）
成年後見人等の受任者数	1,716人（8.0%）

※養成者数は令和4年4月1日時点までの累計人数、他項目は令和4年4月1日時点の人数を記載。

※（）内は養成者総数21,476人に対する割合を示す。

老人福祉法 平成24年4月1日施行

第32条の2（後見等に係る体制の整備等）

市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

障害者総合支援法 平成25年4月1日施行

第77条（市町村の地域生活支援事業）

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 5 障害者に係る民法（明治29年法律第89号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業

3

成年後見制度の利用の促進に関する法律 平成28年5月30日施行

第3条（基本理念）

- 2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

第11条（基本方針）

成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 8 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

4

## 養成研修カリキュラムの作成の観点

第二期成年後見制度利用促進基本計画では「本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できる人材」と示されているため日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見の支援員、成年後見制度の普及・啓発活動、地域での見守りなど様々な活躍場面が想定される。

家庭裁判所から選任を受ける成年後見人等である狭義の「市民後見人」としてではなく、「地域共生社会実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点」を踏まえて、市民の立場で地域の権利擁護に関わるさまざまな人たちにも受講してもらうことのできる、多様な「市民後見人」のあり方に配慮した研修が求められている。

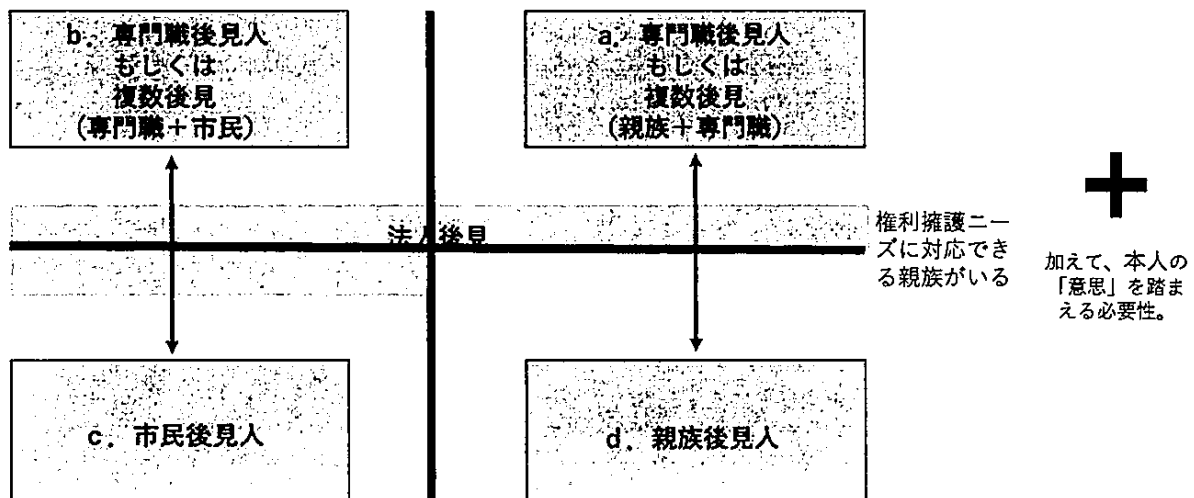
※特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構  
市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業報告書について（抜粋）

5

筑波大学法科大学院 上山教授 「実践 成年後見 2009.1」より

市民後見人に依頼する事案としては、難易度の低い事案、たとえば具体的には「日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案」が一般的に想定されている。

(権利擁護ニーズに対する) 専門的対応の必要性



永田祐 (2022) 「適切な後見人の選任および交代 地域連携ネットワークの役割と福祉と司法の6連携に焦点を当てて」 『実践成年後見』第97号、3-13。より

改定

# 市民後見人※ 養成のための基本カリキュラム

※ここでいう「市民後見人」には、「市民」の立場で地域の権利擁護に関わるさまざまな人たち（法人後見の支援員や、日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護サポーター・意思決定サポーター等）が含まれます。必ずしも家庭裁判所からの選任を要件とはしていません。

合計 50 単位 = 39 単位（講義・実務・演習） + 11 単位（体験学習+レポート作成）  
補講を行う場合 52 単位 ※1 単位=60 分

## 基礎研修 25 単位/1500 分

### ◆市民後見概論 1.5 単位/90 分

No	研修テーマ	科目	単位	時間
1	市民後見概論	市民後見概論 <small>※市町村責任、成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業含む</small>	1.5 単位	90 分

### ◆意思決定支援 3 単位/180 分

No	研修テーマ	科目	単位	時間
2	意思決定支援	意思決定支援	3 単位	180 分

### ◆対象者理解 5 単位/300 分

No	研修テーマ	科目	単位	時間
3	対象者理解	高齢者の理解	1 単位	60 分
4		認知症の理解	1.5 単位	90 分
5		障害者の理解	2.5 単位	150 分

### ◆成年後見制度の基礎 3.5 単位/210 分

No	研修テーマ	科目	単位	時間
6	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	1.5 単位	90 分
7		成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1 単位	60 分
8		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5 単位	30 分
9		権利擁護支援と市町村責任	0.5 単位	30 分

### ◆民法の基礎 2 単位/120 分

No	研修テーマ	科目	単位	時間
10	民法の基礎	家族法	1 単位	60 分
11		財産法	1 単位	60 分

### ◆関係制度・法律(当該市町村・地域の取組現状) (Ⅰ) 5 単位/300 分 (Ⅱ) 3 単位/180 分

No	研修テーマ	科目	単位	時間
12	関係制度・法律(Ⅰ) ( (当該市町村・地域の取組現状)	介護保険制度	1.5 単位	90 分
13		高齢者施策/高齢者虐待防止法	1 単位	60 分
14		障害者施策/障害者虐待防止法	1.5 単位	90 分
15		障害者権利条約・障害者差別解消法	1 単位	60 分
16		関係制度・法律(Ⅱ)	生活保護制度・生活困窮者自立支援制度	1 単位
17	公的医療保険制度		0.5 単位	30 分
18	年金保険制度		0.5 単位	30 分
19	税務申告制度		0.5 単位	30 分
20	消費者保護		0.5 単位	30 分

※都道府県など広域で研修実施の場合、市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること

◆市民後見活動の実際 2単位/120分

No	研修テーマ	科目	単位	時間
21	市民後見活動の実際	中核機関等の実務と市民後見活動 に対するサポート体制	1単位	60分
22		現役市民後見人による実践報告	1単位	60分

**実践研修 14単位/840分 +11単位 (体験実習・レポート作成)**

◆対人援助の基礎 2.5単位/150分

No	研修テーマ	科目	単位	時間
23	対人援助の基礎	対人援助の基礎 ※権利擁護の理念を含む	2.5単位	150分

◆体験実習(フィールドワーク) 8単位/1日半+30分

No	研修テーマ	科目	単位	時間
24	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5単位	30分
25	体験実習②	市民後見人の活動体験	2.5単位	約半日
26	体験実習③	施設実習	5単位	約1日

◆家庭裁判所の役割 1.5単位/90分

No	研修テーマ	科目	単位	時間
27	家庭裁判所の役割	家庭裁判所の実際	1.5単位	90分

◆成年後見の実務 5単位/300分

No	研修テーマ	科目	単位	時間
28	成年後見の実務	成年後見の実務	5単位	300分

◆課題演習(グループワーク) 5単位/300分

No	研修テーマ	科目	単位	時間
29	課題演習	事例報告と検討	5単位	300分

◆レポート作成 3単位

No	研修テーマ	科目	単位	時間
30	レポート作成①	志望動機書(エントリーシート)	—	—
31	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2単位	—
32	レポート作成③	市民後見人像(どんな市民後見になりたいか)	1単位	—

**補講※ 2単位/120分**

※都道府県など広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」の補講を適宜行うイメージ

◆当該市町村・地域の現状 2単位/120分

No	研修テーマ	科目	単位	時間
33	当該市町村・地域の現状	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5単位	30分
34	(2単位/120分)	障害者施策への取組状況	0.5単位	30分
35		地域福祉への取組状況	0.5単位	30分
36		社会資源	0.5単位	30分



## 権利擁護支援者育成の方向性について (案)

実施年度	令和2年度から実施	令和5年度から実施	令和6年度～令和11年度(地域福祉計画の期間) 途中見直しあり
講座	養成講座基礎編Ⅰ (旧:権利擁護支援者養成研修)	養成講座基礎編Ⅱ	実施年度、内容については養成研修基礎Ⅰ・Ⅱを2～3年実施する中で他地域の動向を見ながら長岡市や家庭裁判所と協議を重ねて決定する。
対象者	・興味関心のある一般市民 ・年齢、運転免許要件あり	・基礎編Ⅰ修了者 ・日常生活自立支援事業の生活支援員	基本的な考え ・市民後見人が実際に活動することを目標として育成に取り組む。 ・養成講座基礎編Ⅰ・Ⅱについては今後も継続して開催を予定。 ・当面は日常生活自立支援事業の生活支援員などを活動の場とする。
内容	12単位程度(2～3日間) 基本カリキュラムの1/2程度 基本カリキュラム(25単位をベースに東岡市独自カリキュラムを作成)	12単位程度(2～3日間) 基本カリキュラムの残り1/2程度	
受講後の活動	日常生活自立支援事業の生活支援員	日常生活自立支援事業の生活支援員 法人後見支援員	研修計画 ・基礎編Ⅰ・Ⅱ修了者を対象に市民後見人候補者名簿に登録するための研修(仮称:実践編)を実施。 ・基礎編Ⅰ・Ⅱから実践編を修了することが長岡市で市民後見人となる条件。 ・市民後見人候補者に対してフォローアップ研修を定期開催。
中核機関として	・生活支援員の活動案内 ・受講予定者獲得に向けた広報	・生活支援員の活動案内 ・社協法人後見支援員の活動案内 ・セミナー実施研修の案内 ・受講予定者獲得に向けた広報	
社協として	活動を通じた資質見極め、OJT	活動を通じた資質見極め、OJT	課題(継続協議が必要な事項) ・家庭裁判所と推薦、選任に関わる事項の協議。 ・市民後見人選任方法・・・単独、複数、専門職と複数など。 ・報酬の有無、監督人の必要性、保険加入など実務課題について。
中核機関検討事項	・受講者の一定数確保の取組	・生活支援員と法人後見支援員の兼務	
社協検討事項	・生活支援員増員に対するフォロー体制	・法人後見支援員の活動業務確認 ・対応可能ケースの洗い出し ・法人後見支援員の活動マニュアル作成	

## 権利擁護支援者養成講座基礎編Ⅰ・Ⅱ カリキュラム (案)

基礎編Ⅰ ※Ⅱは基本カリキュラムNo.1に対応		基礎編Ⅱ ※Ⅱは基本カリキュラムNo.1に対応	
No.	テーマ	科目	講師候補
1	市民後見概論	市民後見概論	市後見担当、中核、学識
3、4	対象者理解	高齢者・認知症の理解	医師、医療関係者、社会福祉士等
5	対象者理解	障害者の理解	医師、医療関係者、社会福祉士等、障害サービス事業所
6、7、8	成年後見制度の基礎	成年後見制度の概要	弁護士、司法書士、学識
12	関係制度	介護保険制度	市担当、学識
13	関係制度	高齢者施策/高齢者虐待防止法	市担当、学識
14	関係制度	障害者施策/障害者虐待防止法	市担当、学識
16	関係制度	生活保護制度	市担当、学識
20	関係制度	消費者保護	消費生活センター
独自		日常生活自立支援事業に関する内容など	
		合計	11.5 690

基礎編Ⅰ ※Ⅱは基本カリキュラムNo.1に対応		基礎編Ⅱ ※Ⅱは基本カリキュラムNo.1に対応	
No.	テーマ	科目	講師候補
2	意思決定支援	意思決定支援	後見人等を対象とした意思決定支援研修修了者
9	成年後見制度の基礎	権利擁護支援と市町村責任	市後見担当、中核、学識
10	民法の基礎	家族法	弁護士、司法書士、学識
11	民法の基礎	財産法	弁護士、司法書士、学識
15	関係制度	障害者権利条約・障害者差別解消法	市担当、学識
17	関係制度	公的医療保険制度	市担当、学識
18	関係制度	年金保険制度	市担当、学識
19	関係制度	税務申告制度	税理士、税務署、学識
21	市民後見活動の実際	中核機関等の実務と市民後見活動に対するサポート体制	中核
22	市民後見活動の実際	現役市民後見人による実践報告	中核所属の市民後見人 (近隣社協からの派遣)
独自		関連諸制度及びサービスについてなど	
		合計	11.5 690